

平成 29 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名称	浜田市東公園運動施設 (①陸上競技場、②野球場、③庭球場、④ふれあい広場)	
指定管理者	名称	北陽ビル管理株式会社
	代表者	代表取締役 幡 宏明
	住所	松江市片原町 62 番地 1
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認は、事業報告書の確認、実地調査、指定管理者へのヒアリング、チェックシート等に基づく適否の検証により実施しました。労働条件に関しては、労働条件チェックリストに沿って整備書類等を確認し、「モニタリングの総合コメント」等を入力しました。	
担当部署 (問合せ先)	部署名	教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係
	電話番号	0855-25-9721
	E-mail	manabi@city.hamada.lg.jp

■ モニタリングの総合コメント

浜田市東公園運動施設は、浜田市内のほぼ中心地に位置し、子どもから高齢者まで幅広く利用され、浜田市のスポーツ振興の重要な中心的役割を担っています。

本施設は、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入し、現在、北陽ビル管理株式会社が受付から施設の整備・管理運営を行っています。

利用者が、常に安全で安心した環境の中で利用できるように、定期的な巡回をはじめ、本施設の美化に積極的に努めています。不良箇所等の修繕については、できるだけ指定管理者が工夫しながら行っていますが、多額な修繕については、市と協議した上で適切に対応しています。

また、月次報告書や労働条件に関する書類整備については、本社で作成、管理されています。

本施設が公共施設であるということを十分に認識し、地域に根ざした運営に心がけ、広く市民に開放していました。また、担当部署と綿密に打合せを行い、全ての利用者が安心して利用できる施設となるよう適切に対応していました。

以上のことから、総合的に判断し「優秀」と評価しました。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

本施設は、地盤沈下が進み、至る箇所で陥没による影響が深刻な課題となっています。また、施設も老朽化により修繕等が必要であることから、より早めの修繕に努め、事故等が起きないように注意していただきたいです。

また、作業については、無理のないよう安全を重視し、市民がいつでも気持ちよく利用できることを常に心がけていただくことを期待します。

■個別評価

I 基本的な考え方	
① 目的、公平性、効果等への所見	
	本施設の目的に沿って、市民に親しまれる施設づくりを常に意識した管理運営をしています。また、公共施設であることを十分意識し、利用者の要望や意見等にできる限り応え、安全で安心して利活用していただくことを基本としながら施設管理を遂行していることを評価します。
II 業務内容	
① 事業への具体的取り組み方について	
	施設の細かな修繕や補修作業を適切に実施し、経費削減に努めています。 窓口業務、施設維持管理業務、スケジュール管理業務、経理業務、報告・統計業務、情報提供等も適切に行われており、信頼性も高く評価できます。
② 施設の運営体制や組織について	
	通常時の勤務体制は、2人体制で運営していますが、緊急時及びイベント実施時や補充が必要な時は、応援できる体制が確立されています。 【労働条件チェックについて】 9人以下のため作成・届出の義務はありませんが、北陽ビル管理株式会社の就業規則を適用されています。また、指定管理者として運営されている施設をまとめて、本社から労働基準監督署へ届出されています。健康診断も年に1回実施されています。
③ 適切な事務や経理について	
	業務内容については、日報報告等によって浜田営業所及び本社で把握し、修繕箇所の対策や、請求、支払の手続きを行う等、体制整備が確立されています。 運動施設の利用手続き等も適切に実施しています。
④ 安全管理、情報管理、緊急時等の対応について	
	安全管理は、巡回点検により危険箇所等を事前に把握し、迅速に対応することを心がけています。 緊急時対応については、「危険管理対応マニュアル」を基に、職員全員が常に緊急時に対応できる体制が構築されています。 情報管理については、「浜田市個人情報保護条例」及び「浜田市情報公開条例」を踏まえ、指定管理者が取得している情報をセキュリティーマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）のノウハウを活用し、適切に行われています。 消防訓練（消火訓練・通報訓練・避難誘導訓練）は年2回実施しています。
⑤ その他業務内容について	
	特になし

※ 「施設概要及び実績報告書」は別紙のとおり

〔別紙〕

施設概要及び実績報告書

1 施設概要

施設名	浜田市東公園運動施設 (①陸上競技場、②野球場、③庭球場、④ふれあい広場)	
所在地	浜田市黒川町 3739 番地外	
開設年月	昭和 23 年 8 月	
設置条例	浜田市東公園運動施設条例	
設置目的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため。	
施設の概要	敷地面積	50,945.59 m ²
	延床面積	1,661.48 m ²
	施設内容	① 第4種公認400m8コース、メインスタンド、芝スタンド、サッカー場、他 ② グラウンド、メイン・内外野スタンド、事務室、他 ③ コート4面、練習コート半面、クラブハウス、他 ④ 競技場、休憩所、便所、手洗い場、足洗い場
	事業内容	① 施設利用の受付 ② 施設の整備・管理運営 ③ 自社で出来る修繕・修理 ④ 施設の保守・点検業務 ⑤ 日報の作成、その他設置目的を達成するために必要な事業

2 運営実績

項目	H28 実績	H29 計画	H29 実績
開館日数	308 日	308 日	308 日
開館時間	8 : 30 ~ 21 : 00	8 : 30 ~ 21 : 00	8 : 30 ~ 21 : 00

3 利用実績

項目	H28 実績	H29 計画	H29 実績
延べ利用者数	24,478 人	30,000 人	27,934 人
利用料金収入	1,709,931 円	2,054,000 円	1,747,246 円

4 収支実績

(単位：円)

収入

項目	H28 実績	H29 計画	H29 実績
指定管理料	12,051,000	14,121,000	14,121,000
利用料金収入	1,709,931	2,054,000	1,747,246
雑収入	314,191	300,000	321,634
営業外収益	124	0	72
収入計 (A)	14,075,246	16,475,000	16,189,952

支出

項目	H28 実績	H29 計画	H29 実績
人件費	5,352,549	5,600,000	4,982,906
管理費	9,003,459	10,875,000	10,022,275
旅費交通費	0	0	12,000
消耗品費	518,472	1,000,000	1,057,443
厚生費	89,260	70,000	62,093
保険料	158,306	200,000	155,330
修繕費	278,293	440,000	529,566
委託費	3,506,200	4,200,000	3,541,460
租税公課	462,783	515,000	555,040
通信費	162,075	200,000	175,921
水道光熱費	3,663,658	4,000,000	3,652,880
手数料	454	0	324
車輛費	98,828	140,000	232,015
寄付金	0	60,000	0
公債費	2,430	0	0
雑費	62,700	50,000	48,203
支出計 (B)	14,356,008	16,475,000	15,005,181

収支差引 (A-B)	▲280,762	0	1,184,771
------------	----------	---	-----------